



[全4日間] 全日10:30 ~ 17:00 (受付10:00 ~)

近時の財産評価で話題性の高い評価通達6項を実務的な観点から検証

財産評価基本通達6(この通達の定めにより難しい場合の評価)において、「この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」と定められています。

この通達の制定趣旨は、財産評価基本通達に定める評価方法を画一的に適用した場合には、適正な時価評価が求められず、その評価額が不適切なものとなり、著しく課税の公平を欠く場合も生じることが考えられることに対応するものであるとされています。

今回の講座では、この通達の具体的な運用基準(例として、『著しく不相当』の意義)を確認するとともに、この通達の適用可否が争点とされた不動産や株式評価に関する裁判例(判例)・裁決事例の検討を行います。

第1日目

東京 2月12日(日)

大阪 2月4日(土)

第2日目

東京 2月13日(月)

大阪 2月5日(日)

第3日目

東京 3月20日(月)

大阪 3月25日(土)

第4日目

東京 3月21日(火祝)

大阪 3月26日(日)

1. 財産評価基本通達6(この通達の定めにより難しい場合の評価)
2. 著しく不相当(特別の事情)の運用基準
3. 租税回避型と価額乖離型
4. 裁判例(判例)・裁決事例の確認
 - ① 対象財産が不動産で租税回避型の事例
 - ② 対象財産が不動産で価額乖離型の事例
 - ③ 対象財産が同族会社株式で租税回避型の事例
 - ④ 対象財産が同族会社株式で価額乖離型の事例